

議案第29号

小松島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例  
等の一部を改正する条例について

小松島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成  
18年小松島市条例第25号）等の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例

(小松島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第1条 小松島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年小松島市条例第25号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松島市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「小松島市障害程度区分認定審査会」を「小松島市障害支援区分認定審査会」に改める。

(小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年小松島市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年小松島市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第4条 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を

「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）、第3条（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第4条（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）の規定は、平成26年4月1日から施行する。